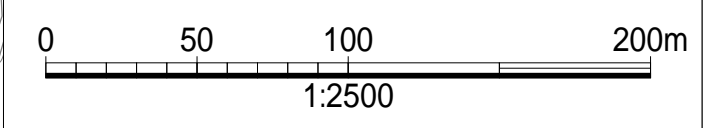


**誘導区域図**  
( 17 / 27 )

- 行政区域
  - 都市計画区域
  - 市街化区域
- 都市機能誘導区域**
- 中心拠点
  - 地域拠点
- 居住誘導区域**
- 都心居住区域
  - 公共交通沿線居住区域
  - 居住環境形成区域
- その他の市街化区域**
- 一般居住区域
  - その他の市街化区域
- その他の市街化区域は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別警戒地区、地区計画の指定を受けた区域、指定された区域、本市の指定を受けた工業地域、指定された区域。



この地図は、着手票の承認を得て着手票所有の誘導区域都市計画図(1/250) 1/10,000を複製したものである。  
(承認番号)平成29年8月21日着手票指令第8-5号

地区計画のうち住宅の建築が制限されている区域